第十七号の二様式別表を次のように改める。

第十七号の二様式別表（用紙日本工業規格Ａ６）（第十条関係）

公的年金等支払報告書（個人別明細書）

※種別	※整理番号	※

支払を受ける者	※区分		個人番号				
	住所						
	（フリガナ）		生年月日	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年	月	日	

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号適用分	千　円	千　円
所得税法第203条の3第2号適用分		
所得税法第203条の3第3号適用分		
所得税法第203条の3第4号適用分		

本人				控除対象配偶者		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他		
						人	人	人	人	内　人	人	人	千　円

控除対象配偶者			控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族		
（フリガナ）	区分		（フリガナ）	区分		（フリガナ）	区分	
氏名		1	氏名		1	氏名		1
個人番号			個人番号			個人番号		
（摘要）		2	（フリガナ）	区分	2	（フリガナ）	区分	2
			氏名			氏名		
			個人番号			個人番号		

支払者	法人番号			
	所在地			
	名称		電話番号	

第17号の2様式別表記載要領

1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。

2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。）を記載すること。

3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。

4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の4第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。

5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。

6 「控除対象配偶者」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。

7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。

（イ） 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。

（ロ） 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。

（ハ） 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。

8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載すること。

9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。

（イ） 「特別」の欄には、控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。

（ロ） 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族の数を記載すること。

10 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者がいる場合には、その数を記載すること。

11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の4第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。

12 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族　（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載すること。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者である場合には、その旨を記載すること。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。

13 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載すること。

14 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

15 ※の欄には、記載しないこと。